

住民の利便性確保と郵便局（ゆうちょ銀行）の  
利活用推進のための措置を求める要望

山 梨 県 町 村 会  
山 梨 県 町 村 議 会 議 長 会

# 住民の利便性確保と郵便局（ゆうちょ銀行）の 利活用推進のための措置を求める要望

近年、地方では人口減少や過疎化の進行に伴い、金融機関の撤退が相次いでおります。特に山間部や中山間地域などにおいては、郵便局（ゆうちょ銀行）が唯一の金融サービスの担い手となっている地域も少なくありません。こうした中、郵便局の果たす役割は一層重要になっております。

総務省が平成 29 年に開催した「郵便のユニバーサルに係る課題等に関する検討会」でも、郵便局（ゆうちょ銀行）が地域振興や過疎対策に主体的に関与することの意義が示されており、郵便局長会においても「公共性・公益性」や「ユニバーサルサービス」の理念に基づいた具体的な取り組みが進められています。

また、日本郵便株式会社法では、郵便局を活用し、地域住民の利便性を高める業務を行うことを目的としており、

- (1) 全国への郵便局設置
  - (2) すべての市町村に 1 局以上の設置
  - (3) 過疎地におけるネットワーク水準の維持
- といった基本方針が定められております。

地域の暮らしを支えるインフラとして、郵便局（ゆうちょ銀行）が今後も安心して利用され続ける存在であることを願い、次の点について要望いたします。

## 1 過疎地域における郵便局（ゆうちょ銀行）の安定的な存続

法の趣旨を踏まえたネットワーク維持にご配慮いただき、引き続き、過疎地域における郵便局（ゆうちょ銀行）の機能が適切に確保されるようお願いいたします。

## 2 地域と連携した利用促進の取り組み

市町村や地域団体等との連携を進めていただき、住民や事業者がより安心して利用できる体制づくりをお願いいたします。

## 3 団体口座開設の手続き簡素化に関する検討

NPO法人や任意団体による口座開設にあたり、手続きの一部簡素化についてご検討をお願いいたします。

## 4 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律（平成13年法律第120号）に基づく事務取扱い

郵便局における自動交付サービスの導入及び運営に係る経費に対する財政支援措置の拡充をお願いいたします。

地域の暮らしを守り、地域創生を支える上で、郵便局（ゆうちょ銀行）の存在は、これまで以上に重要です。関係の皆様におかれましては、引き続き、ご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

令和7年6月3日

殿

山梨県町村会  
会長 望月 幹也

山梨県町村議会議長会  
会長 三浦 雄一郎